

東京電力福島原子力発電所事故 損害賠償にかかるJFグループの取組みについて

第4回原子力損害賠償制度専門部会
2015年10月7日



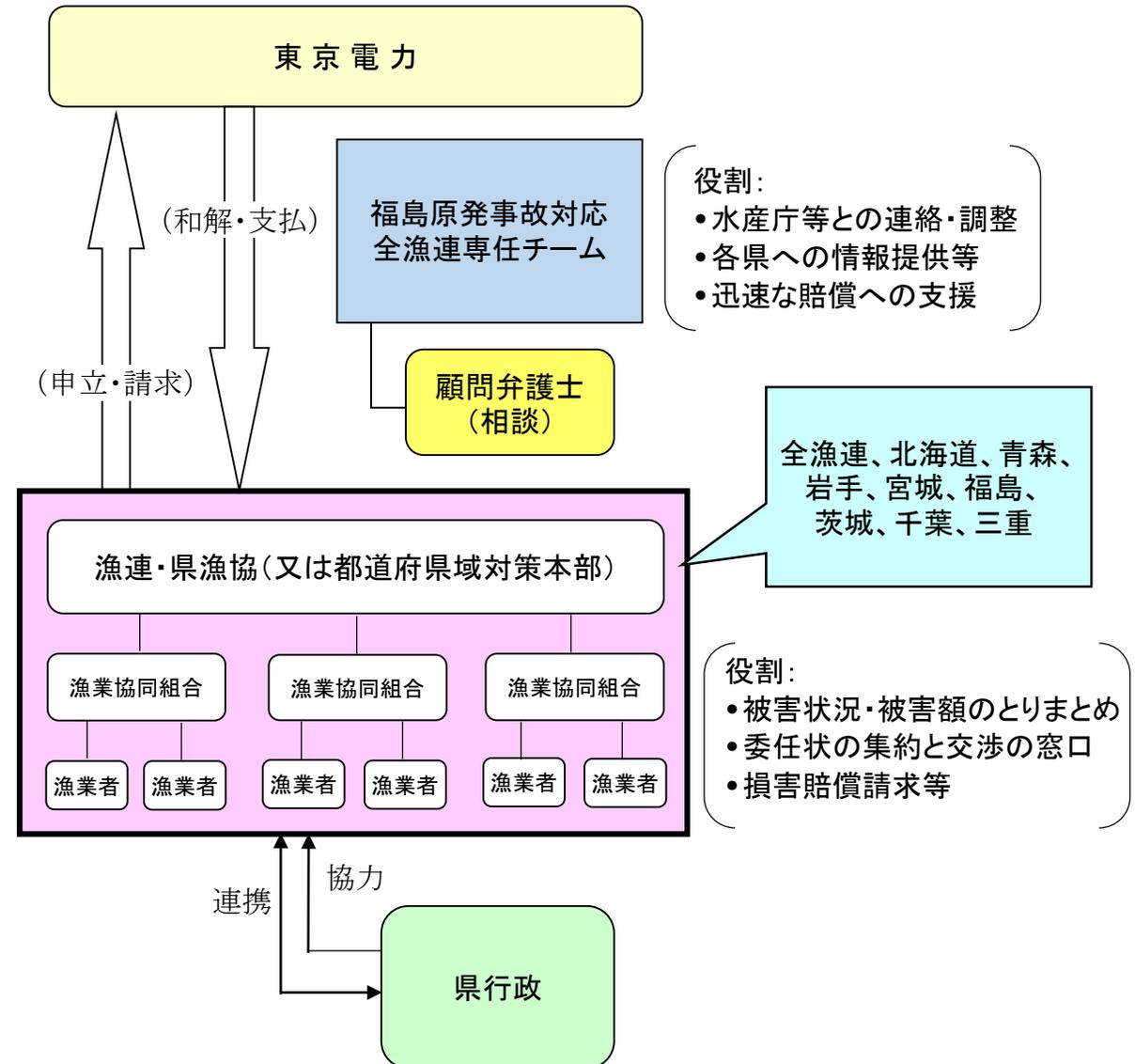
全国漁業協同組合連合会
(JF全漁連)

① JFグループの損害賠償請求と取組体制

○ 東日本大震災による東京電力福島原子力発電所事故に伴い、高濃度汚染水の流出事故や低濃度汚染水の意図的な放出などにより、休漁や操業自粛、風評被害等による甚大な被害が発生した。

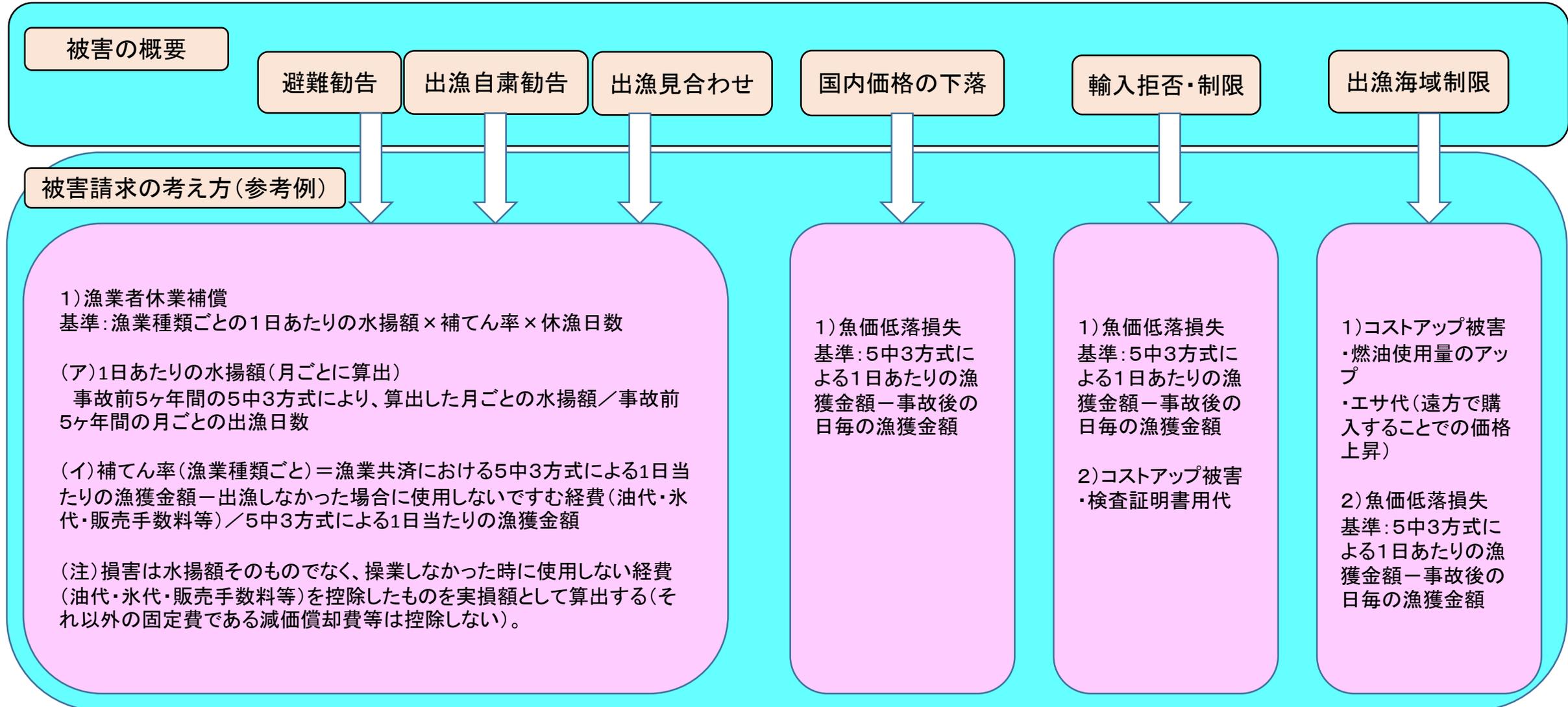
○ JFグループでは、これらに対し国や東電に対する抗議行動を行うとともに、休漁や操業自粛等により困窮している漁業者への早急な対応が必要となった。

○ 賠償の確定及び支払いを迅速に進めるため、県単位で被害状況をまとめるとともに、交渉は県単位で行うこととし、交渉窓口は県漁連、県漁協（又は都道府県域対策本部）とした。また、全国段階では国との連絡・調整を行うとともに、県漁連等への情報提供のため、JF全漁連内に損害賠償に対する専任チームを設置し、迅速な賠償に向け支援を行ってきた。



② 漁業被害にかかる損害賠償請求の考え方(参考例)

JF全漁連は、2011年4月に、福島原発事故に伴う漁業被害にかかる補償請求の考え方について、以下のとおり参考例を示しました。



③ 国・東京電力に対するJFグループの主な要請

(要請の基本的考え方)

1. 汚染水問題に関する基本方針に基づき、海洋流出を確実に防止するための抜本対策を早期に実現すること。
2. 原子力災害対策本部の「中長期ロードマップ」における、汚染水の海への安易な放出を行わないとする方針を今後も継続し、漁業者、国民の理解を得られない汚染水の海洋放出は絶対に行わないこと。
3. 原発事故に起因する賠償を含むあらゆる問題に対し責任をもって解決にあたり、賠償が誠意をもって迅速に行われること。

今回の国と東京電力の一方的な決定によりなされた暴挙と高濃度汚染水の流出が引き起こすあらゆる問題への対応や、直接、間接を問わず関係者の被る全ての被害に対する補償は、国と東京電力の責任において実施することを直ちに明らかにすることを求める。

(2011年4月6日「福島第一原発放射能汚染水放水に対する抗議」より抜粋)

原発事故に起因する国民の不安を払拭し、一日も早い操業の再開・継続を図るため、海域・水産物のモニタリングの拡充・徹底とわかりやすい情報提供を図るとともに、風評を含む被害補償に真摯に対応すること。

(2012年3月22日「全国漁業協同組合連合会臨時総会 特別決議」より抜粋)

今回の原発事故により、全国の漁業者は直接・間接に甚大な被害を被っている。東京電力及び国は、原発事故によるあらゆる被害について、責任を持って補償措置を講ずること。併せて、出漁自粛等で生活が困窮している漁業者への一時金の支払を行うこと。

(2011年4月27日「福島原子力発電所事故にかかる緊急要請」より抜粋)

万一、風評被害が生じた際は、賠償を含むあらゆる問題に対し責任をもって解決にあたること。なお、原発事故に起因する賠償交渉が関係県と東電の間で行われているが、賠償が誠意をもって迅速に行われるよう、国として指導されたい。

(2014年4月7日「東京電力福島第一原子力発電所地下水バイパスの運用に関する要望」より抜粋)

④ 賠償制度にかかる主な課題

- 風評被害については、国内のみならず、海外へ輸出している魚種、製品への影響も大きく、海外での風評を原因とした国内相場の下落や流通の停滞につながるなど多大な影響を受けた。しかし、風評被害として認めてもらふこと、賠償額算定の考え方等について、東京電力との協議が難航するなど時間を要した。風評被害は実害と違い、賠償に向けた画一的な運用が難しいことは理解するものの、漁業者への万全かつ早期の賠償を実現するための制度の仕組みが必要ではないか。
- 今回の原発事故では、賠償請求している魚種以外にも、水揚量が少ない、価格が大きく下がっていない、事務手続きが煩雑等の理由で賠償請求していない小さな風評被害が全国規模で発生していると考えられる。まずは、風評被害を発生させないために、海水・水産物のモニタリングを広範囲に行い、消費者に対しわかりやすく情報提供を行う等の仕組みが重要ではないか。
- 事故当初は賠償の対象となる者の範囲が特定されないことから、賠償金の支払いに時間を要するケースが見受けられた。対象者の特定が早期に進むような仕組みが必要ではないか。
- 原発事故が発生した福島県だけでなく、近隣県においても、たび重なる高濃度汚染水の海洋への流出等により、一部魚種から暫定規制値を超える放射性物質が検出され、その他の多くの水産物からも、暫定規制値未満ながらも放射性物質が検出されたことを受け、近隣県でも自ら操業を自粛したことは、安全な水産物を提供したいという漁業者の使命から当然のことである。また、食の安全に対する消費者の関心が高まっている中、放射性物質に汚染されている可能性を懸念して、近隣県で漁獲された魚介類について、市場での扱いに影響が出ていると考えるのは自然なことと考えられる。このような状況から、操業自粛が行われた県においては、政府による出荷制限指示等が行われていない魚介類といえども実害が生じており、損害賠償の対象とする仕組みが必要ではないか。